

まえがき

昭和 46 年 4 月。187 名の一年生と 138 名の二年生合計 325 名の生徒が武蔵野市立第六中学校に集まって来ました。そして、6 月 12 日に第一回生徒総会がひらかれました。私達の学校の生徒会の誕生の日です。集団には数学では計算できない不思議な力が生まれます。1+1 が 5 や 10 の場合があるのです。良い集団は自然に生まれるものではなく、すぐれた組織をもち、みずからを治める力を養い、常にお互いに高め合う努力をする中から生まれて来るのです。

令和 8 年 4 月。社会の変化を鑑み、内容の見直しと改定を行いました。

第 1 章 総則

第 1 条（名称）本会は武蔵野市立第六中学校生徒会といたします。

第 2 条（目的）本会は教育目標の達成を目ざしながら次のことを目的とします。

1. 生徒相互の協力により学校生活の向上をはかります。
2. 生徒の自治組織として自主的、民主的な活動を行います。

第 3 条（会員）本校の生徒全員が本会の会員となります。

第 4 条（顧問）本校の職員を本会の顧問とします。

第 5 条（権利と義務）本会の会員は平等に次の権利と義務をもちます。

1. 生徒会役員や各委員に立候補する権利と選挙する権利と義務。
2. 生徒会役員会、各委員会、クラブ、各学級において活動する権利と義務。
3. 生徒会役員や各委員をリコールする権利。
4. 本会の書類を見る権利。
5. 生徒総会、各学級に出席し、討議及びその議決に参加する権利と義務。
6. 本会の議決に従う義務。

第 2 章 組織

第 6 条（組織）本会は次の組織をおきます。

1. 生徒総会
 2. 役員会
 3. 中央委員会
 4. 学級代表委員会
 5. 専門委員会
 6. 選挙管理委員会
 7. 学級会
 8. その他
- 上の委員会 4. 5. 8. は必要に応じて学年でも行ないます。

第 3 章 総会

第 7 条（総会の地位及び議決事項）生徒総会は本会の最高議決機関で、次の事項について報告をうけ承認及び議決をします。

1. 役員に関すること。
2. 行事計画及び経過報告。
3. 本規約の改正。
4. その他必要と認めたこと。

第 8 条（総会の常会及び臨時会）定期総会は毎年 2 回会長が招集します。臨時総会は会長が必要と認めた場合及び会員の 5 分の 1 以上の要求があった場合及びその年度の学校事情を考慮し実施が可能と判断された場合、会長が招集します。

第 9 条（総会の定足数及び議決方法）総会を招集する場合には 1 週間前に公示し、会員の 3 分の 2 以上の出席がなければ成立しません。また議決は出席会員の過半数の賛成によって成立します。

第 10 条（総会の議長及び書記）総会の議長団は総会にて選出します。

第 4 章 中央委員会

第 11 条（中央委員会の地位）中央委員会は総会につぐ本会の議決機関です。

常に生徒世論を代表して執行機関の活動を見守り、またそれに要求を提起します。

第 12 条（中央委員会の常会及び臨時会）定期中央委員会は毎年 2 回の定期総会前に、委員長が招集します。臨時中央委員会は会長または委員長が必要と認めた場合及び構成員の 3 分の 1 以上の要求があった場合委員長が招集します。

第 13 条（中央委員会の構成員）中央委員会は各学級の学級代表委員（2 名）を加えた各専門委員長によって構成されます。

第 14 条（中央委員会の定足数及び議決方法）中央委員会は構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ成立しません。また、議決は出席者の過半数の賛成によって成立します。

第 5 章 役員会

第 15 条（役員の種類及び任期）本会はつぎの役員をおきます。

会長 1 名

副会長 2 名

書記 1～2 名

執行委員 1～3 名

役員の任期は一期制とし、11 月 1 日に始まり、翌年の 10 月 31 日に終わります。

第 16 条（役員の仕事）役員は役員会を構成して執行機関と協力しあい、その活動に関する最高の責任を負います。

1. 会長は本会を代表し、本会の運営その他全般の仕事をします。
2. 副会長は会長を補佐して、不在の時は代行します。
3. 書記は必要な書類の作成及び保管をします。
4. 執行委員は上記の 4～5 名と協力して、生徒会運営上必要な仕事全般を担当します。

第 17 条（役員の選任と不信任）役員は全会員の直接選挙によって選出されます。なお、不信任は全会員の過半数の賛成で認められます。

第 18 条（役員の兼任の禁止）役員の兼任はできません。また役員の他の委員と兼任はできません。

第 6 章 学級代表委員会

第 19 条（学級代表委員会の仕事）学級代表委員は学級全体をまとめ、団結を高める仕事をします。また学級の代表として、中央委員会に出席し、学級の意見を反映させます。

第 20 条（学級代表委員の任期）学級代表委員の任期は二期制とし、前期は 4 月 1 日に始まり 9 月 30 日に終わり、後期は 10 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わります。

第 21 条（学級代表委員会の常会及び臨時会）定例学級代表委員会は毎月 1 回委員長が招集します。臨時学級代表委員会は委員長が必要と認めた場合及び構成員の 3 分の 1 以上の要求があった場合委員長が招集します。

第 22 条（学級代表委員会の構成員及び定足数）学級代表委員会は各学級から選ばれた学級代表委員（2 名）によって構成され、全員の出席がなければ成立しません。

第7章 各委員会及びその他の会

〔専門委員会〕

第23条（専門委員会の地位及び仕事）専門委員会は生徒会執行機関です。専門委員会活動に関する議案を協議決定して中央委員会の承認により実行します。また役員会から指示されたことについては協議して実行しなければなりません。

第24条（専門委員の任期）専門委員の任期は二期制とし、前期は4月1日に始まり9月30日に終り、後期は10月1日に始まり3月31日に終ります。

第25条（専門委員会の種類及び仕事）専門委員会の種類及び仕事は次の通りです。

1. 生活美化委員会

学校生活全般のきまりを正し、規律をうちたてる仕事をします。また週番の活動及び落とし物の管理も行います。

校舎の清掃美化に関する仕事をします。

2. 保健給食委員会

会員の健康と衛生に関する仕事をします。

給食に関する仕事をします。

3. 図書委員会

図書室の管理運営の協力など学校図書に関する仕事をします。

4. 放送委員会

学校内の放送設備の管理の協力と運営に関する仕事をします。

第26条（専門委員会の常会及び臨時会）定例専門委員会は毎月1回委員長が招集します。臨時専門委員会は委員長が必要と認めた場合及び構成員の3分の1以上の要求があった場合委員長が招集します。

第27条（専門委員会の構成員及び定足数）専門委員会は各学級から選ばれた委員（2名）によって構成され3分の2以上の出席がなければ成立しません。

〔部長会〕

第28条（部長会の仕事）部長会は各部を代表し、部活動に関する議案または役員会から指示されたことを協議決定する機関です。

第29条（部長会の構成員）部長会は各部長（又は副部長1名）が出席して成立します。

〔選挙管理委員会〕

第30条（選挙管理委員会の仕事）本会の役員の選挙及びリコールはすべて選挙管理委員が管理にあたります。

くわしいことは選挙規程及びリコール規程によります。

第31条（選挙管理委員の任期）選挙管理委員の任期は1年とし、4月1日に始まり3月31日に終ります。

第32条（選挙管理委員会の構成員及び定足数）選挙管理委員会は各学級から選ばれた選挙管理委員（2名）によって構成され3分の2以上の出席がなければ成立しません。

〔学級会〕

第33条（学級会の性格）学級会は各学級の自治活動の場であり、生徒会の母体です。

第34条（学級会の組織）学級会は学級全員で組織され、定められた委員や必要な係をおきます。

第8章 会計

第35条（会計年度）会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わります。

第9章 規約改正

第36条（規約改正）本規約の改正は中央委員会の3分の2以上の議決により総会に提出され、総会出席者の

3分の2以上の賛成を必要とします。

付則

第37条（細則）本規約についての細則は別に定めます。

第38条（規約の実施）本規約は昭和46年12月17日より実施されます。令和8年4月。内容の見直しと改定を行いました。

第39条（任期）生徒会規約に記載されている任期に関わる内容は、年度ごとの学校事情に即し、前後することがあります。

一 生徒会役員選挙規程 一

第1章 総則

第1条（この規程の目的）この規程は、生徒会役員の選挙の公正を確保することによって、生徒会の健全な発展に役立てることを目的とします。

第2条（この規程の適用範囲）この規程は、生徒会役員の選挙について、適用します。

第3条（選挙権及び被選挙権）生徒会の会員は、生徒会の役員の選挙権及び被選挙権を有します。

第4条（選挙事務の管理）選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理します。

第5条（選挙管理委員会）

- ① 選挙管理委員会は、各学級から2名ずつ選任された委員で組織します。
- ② 委員の任期は1年とします。但し、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とします。
- ③ 委員長は、委員の中から互選しなければなりません。
- ④ 委員長は、選挙管理委員会を代表し、その事務を総理します。
- ⑤ 選挙管理委員会の会議は、全委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができません。特別の事情がある場合のほかは、各学級の委員1名以上の出席がない場合も開くことができません。
- ⑥ 選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数で決め、可否同数の時は委員長の決めるところによります。

第2章 選挙期日

第6条（選挙期日）選挙は、生徒会の役員又は会計監査の任期終わる日の前30日以内に行います。

第7条（選挙の公示）投票日は、少なくとも20日前に公示しなければなりません。

第3章 候補者

第8条（候補者の届出）生徒会の役員の候補者になろうとする会員は、その選挙期日の公示があった日から15日間に、所定の用紙に必要事項を記入して、その旨を選挙管理委員会に届け出なければなりません。

第9条（立候補の辞退）前条の規定により届出をした候補者は、同条期間の末日までに届出をしなければ、その立候補を辞退することはできません。

第10条（立候補の制限）選挙管理委員会の委員は、候補者となることができません。

第4章 選挙運動

第11条（選挙運動の期間）選挙運動は、立候補の届出をした日から投票日の前日までしかすることができません。詳しいことについては、選挙管理委員会から指示されます。

第12条（選挙運動の禁止）選挙管理委員会の委員は、選挙運動をすることができません。

第13条（ポスター）

- ① 選挙運動のため使用するポスターは、選挙管理委員会が指定した用紙を使用して作成しなければなり

ません。

② ポスターの数は、候補者一人について8枚を超えることができません。

③ ポスターは選挙管理委員会が指定した場所にしか掲示することができません。

第14条（立会演説会）

① 選挙管理委員会は、候補者の意見を会員に周知させるため、立会演説会を開催しなければなりません。

② 選挙管理委員会は、立会演説会を開催すべき予定の日時及び場所並びに演説の時間を決定し、これらを公示しなければなりません。

第15条（選挙公報の発行）選挙管理委員会は、候補者の氏名、学年、学級、公約等を掲載した選挙公報を、立会演説会が開催される日までに発行しなければなりません。

第5章 投票

第16条（選挙の方法）選挙は、無記名投票により行ない、一人一票とします。

第17条（投票所）

① 投票所は選挙管理委員会が指定した場所に設けます。

② 投票所を開く時刻及び投票所を閉じる時刻は、選挙管理委員会が決めます。

第18条（投票用紙）

① 投票用紙は、投票日に選挙管理委員会が交付します。

② 投票用紙の様式は、選挙管理委員会が定めます。

第19条（投票用紙への記入及び投函）投票する者は、投票所において、投票用紙に必要な事項を自書して、これを投票箱に入れなければなりません。

第6章 開票

第20条（開票日及び開票者）開票は、投票の当日に、選挙管理委員会が行ないます。

第21条 投票の効力は、選挙管理委員会が決定します。

第22条（無効投票）次の表は、無効とします。

- (1) 正規の用紙を用いないもの
- (2) 投票した者の意思が明らかでないもの
- (3) 必要事項以外のことが記入してあるもの

第7章 当選者

第23条（当選者）候補者の数が定員数を超えている場合は、得票数の多い者から当選者とし、候補者の数が定員数以下である場合には、有効投票の総数の過半数の得票があった者を当選者とします。

第24条（当選者の公示）選挙管理委員会は、当選者が定まった時は、直ちに当選者の氏名、学年、学級の次第を公示しなければなりません。

第8章 処分

第25条（選挙違反者の処分）第11条（選挙運動の期間）及び第13条（ポスター）の規定に違反した者並びに選挙管理委員会が不正と認める行為をした者は、その情状に応じて、選挙管理委員会が処分します。

付則

（施行期日）この規程は、昭和 48 年 2 月から施行します。令和 8 年 4 月。内容の見直しと改定を行いました。

- ① （生徒会規約の一部改正）生徒会規約第 30 条中「選挙規定」を「生徒会役員選挙規程」に改めます。
- ② （再選挙）この規定によって生徒会役員に欠員が生じた場合は、臨時中央委員会で、生徒会の運営について検討します。

生徒会役員リコール規程

第 1 章 総則

第 1 条（この規程の目的）この規程は、生徒会の役員のリコールの公正を確保することによって、生徒会の健全な発展に役立てることを目的とします。

第 2 条（この規程の適用範囲）この規程は、生徒会の役員のリコールについて、適用します。

第 3 条（リコール事務の管理）リコールに関する事務は、選挙管理委員会が管理します。

第 2 章 リコールの請求とその処置

第 4 条（リコールの請求）生徒会の会員は、その総数の 3 分の 1 以上の者の署名をもって、その代表者から、選挙管理委員会に対し、生徒会の役員のリコールの請求をすることができます。

第 5 条（リコール請求の制限期間）前条の請求は、役員の任期が始まった日から 3 ヶ月間は、これを行うことができません。

第 6 条（リコールの請求の処理）

- ① 第 3 条の請求があった時は、選挙管理委員会は、直ちに請求の要旨を公表し、生徒会の会員の投票に付さなければなりません。
- ② 前項の投票については、生徒会役員選挙規程第 16 条から第 19 条までの規定を準用します。

第 3 章 投票の結果とその処置

第 7 条（投票結果の処置）投票が判明した時は、選挙管理委員会は、直ちにこれを第 4 条の代表者及び役員に通知し、且つ、これを公表しなければなりません。

第 8 条（役員の失職）役員は、第 5 条の投票において、過半数の同意があった時は、その職を失います。

付則

- ① （施行期日）この規程は、昭和 48 年 2 月から施行します。
- ② （生徒会規約の一部改正）生徒会規約第 30 条中「リコール規定」を「生徒会役員リコール規程」に改めます。
- ③ （役員の失職による補欠選挙）
生徒会役員に欠員が生じた場合は、選挙を臨時中央委員会で、生徒会の運営について検討します。